

昭和60年3月23日

警察本部訓令第9号

警察本部長

埼玉県警察職員の職務倫理及び服務に関する規程

(概要)

本訓令は、埼玉県警察の職員が保持すべき職務倫理及び服務に関し、

- 職務倫理の基本及び服務の根本基準
- 職務の公正、市民応接及び品位の保持

等について定めている。